

1. 実施のねらい

消費者教育を広く知ってもらい、理解してもらえるよう、わかりやすい標語を創り、広報を行うことで、市民の消費生活に関する学びの場・相談の場の充実を図る。

2. スケジュール

募 集：令和5年1月16日（月）～2月15日（水）

審 査：令和5年2月20日（月）～3月中旬

3. 募集概要

テ ー マ：成年年齢18歳引下げ、高齢消費者被害防止、エシカル消費など

標語の条件：20字まで（漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベット混在可）、1人1作品

募 集 対 象：市内在住の人・市内に通勤・通学の人

募 集 方 法：応募フォーム（しまね電子申請サービス）、FAX、郵送

周 知 方 法：ホームページ、マール「だんだん情報」R5.1.12放送、FM山陰「だんだんインフォメーション」R5.1.17放送、消費者見守りメール、SNS、チラシ配布

賞：最優秀賞1点、優秀賞1点、入選1点

受賞者特典：最優秀賞：QUOカード5,000円、優秀賞：QUOカード3,000円

入選：QUOカード2,000円

4. 審査方法

① 審査員（5名）

- ・市民部長
- ・松江市消費者教育推進地域協議会委員 4名

② 審査基準

- ・テーマに合致し、消費者教育の広報に広く活用でき、市民が親しみやすい、わかりやすい表現となっている作品であること

③ 審査のながれ

一次審査、二次審査とも審査委員による書面審査

【一次審査】

- ・審査員がそれぞれ3作品選び、良い順に1位～3位の順位をつける。
- ・点数は、1位：5点、2位：3点、3位：1点とし、上位3位となった作品を二次審査の対象とする。

【二次審査】

- ・一次審査で選考した作品を審査員がそれぞれ良い順に1位～3位の順位をつける。
- ・点数は、1位：10点、2位：6点、3位：1点とし、上位3位となった作品を受賞作品とする。（1位：最優秀賞、2位：優秀賞、3位：入選）

5. 活用用途（最優秀作品）

- ・第2次松江市消費者教育推進計画書へ掲載
- ・ホームページ・消費者見守りメール・市報・SNS・啓発グッズ等への掲載 等